

【 建設交通部 】

件 名	建設業許可証明書の手数料について
<p>申立概要 【受理 26.10.6】</p>	<p>○ 京都府手数料徴収条例（以下「手数料条例」という。）では、「証明の事務は1件400円」と定められているが、建設業許可証明書の手数料（以下「証明手数料」という。）として、府は1業種当たり400円を徴収しており、他の都道府県で業種ごとの計算で手数料を徴収しているところは皆無である。 現在の府の手数料の徴収方法は、不当に府民の負担を強いるものに他ならない。条例に沿って業種数にかかわらず、証明書1通当たり400円に直ちに改めるべきである。</p>
<p>確認事項</p>	<p>① 証明手数料については、建設業法改正（昭和46年法律第31号）により、建設業許可が従来の登録制度から業種別の許可制度へ移行したことに関し、許可業種ごとにそれぞれ徴収することとなった。 ② 担当課（指導検査課）において、証明手数料の徴収方法について調査をしたところ、府と同様の徴収方法を採用している都道府県は存在せず、証明書1通につき、各都道府県の手数料条例による手数料が徴収されている。 ③ 建設業許可証明事務については、現在一般財団法人建設業情報管理センター（昭和62年4月1日設立）により、建設業情報管理システムが構築され、国並びに都道府県が行う建設業許可等で使用され、府の証明事務においても活用されている。</p>
<p>結 果 （意見・要望） 【通知.26.10.28】</p>	<p>○ 所管部局（建設交通部）に対し、次のとおり要望。 ・ 今回の申立ての趣旨も踏まえ、全国的な証明手数料の徴収方法の実態等についても十分考慮した上で、公平性・妥当性の観点から、府民目線に立った徴収方法の見直しに向けた検討を速やかに進めること。 ・ 徴収方法の変更に当たっては、混乱が生じることのないよう、府ホームページや府民だより等により、府民への十分な周知に努めること。</p>
<p>対応状況</p>	<p>○ 申立てを受け、交付事務のあり方について検討が行われた結果、証明書1通当たりの徴収方法に改められ、平成27年11月16日以降の交付申請分から適用された。</p>

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載